

附

則

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、昭和54年4月1日から施行する。  
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 昭和50年4月1日制定の逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成8年4月1日から施行する。  
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画（昭和54年逗子市消防本部訓令第5号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成20年7月1日から施行する。  
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成31年4月1日から施行する。